

2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる①から⑧までの基準に適合する必要があります（法 44①、45）。

また、特例認定 NPO 法人として特例認定を受けるためには、NPO 法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる②から⑩までの基準に適合する必要があります（法 45、58、59）。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については 40 頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
① パブリックサポートテスト（PST）について	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の 3 つの基準の<u>いずれかに適合すること</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1 相対値基準</p> $\frac{\text{実績判定期間における寄附金等収入金額}}{\text{実績判定期間における経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>（注）寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、42～44 頁を参照してください。</p> <p>《小規模法人の特例》</p> <p>下記算式に該当する法人については、申請の手続きの負担が軽減される特例が利用することができます。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【算式】</p> $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$ <p style="text-align: center;">かつ</p> <p>実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者（役員、社員除く）の数 ≥ 50 人</p> </div> <p>（注）1 小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 2 相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を PST の分母・分子に算入することができます。その詳細については、46 頁又は 47 頁を参照してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること。</p> <p>（注）1 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 3 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> </div>

	<p>4 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成 28 年法律第 101 号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>
	<p>3 条例個別指定基準</p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した NPO 法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
<p>② 活動の対象について</p>	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が 50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>(注) ① 3 の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定した NPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
<p>③ 運営組織及び経理について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① $\frac{\text{役員のうち親族関係を有するもの等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条～第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>

<p>④ 事業活動について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 \div 総事業費 \geq 80%</p> <p>ニ 実績判定期間における 受入寄附金総額のうち非営利活動に係る事業費に充てた額 \div 受入寄附金総額 \geq 70%</p>
<p>⑤ 情報公開について</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
<p>⑥ 事業報告書類等の提出について</p>	<p>各事業年度において、事業報告書等を NPO 法第 29 条の規定により期限内に所轄庁に提出していること。</p>
<p>⑦ 不正行為等について</p>	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>
<p>⑧ 設立後の経過期間について</p>	<p>認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。</p>
<p>⑨ 過去の認定等の有無について</p>	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。</p>
<p>⑩ 設立の日からの経過期間について</p>	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。</p>

適合しておくべき時期	認定（特例認定）基準
実績判定期間内の各事業年度	①PST基準（相対値、絶対値） ②活動対象に対する基準 ④事業活動に関する基準（ハ、ニ）
実績判定期間及び認定又は特例認定時まで	③運営組織及び経理に関する基準 ④事業活動に関する基準（イ、ロ） ⑤情報公開に関する基準 ⑥事業報告書等の提出に関する基準 ⑦不正行為に関する基準

*ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については⑤情報公開に関する基準のうちロの基準を除きます（法 45 ①九）。

*認定又は特例認定を受けた後に③運営組織及び経理に関する基準、④事業活動に関する基準のイとロ、⑦不正行為に関する基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67 ②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については 57 頁以降をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
② 認定等取消の日から 5 年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
③ 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反している場合には、欠格事由に該当します。
④ 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
⑥ 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある